

奈良県立大淀養護学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから本校では、全ての教職員がいじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らがいじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
いじめの加害児童生徒・被害児童生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 教師から見て、トラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。 【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。 【別紙2】

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。 【別紙1】 【別紙2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることが多いので、些細な兆候や小さいいじめを見逃さず、早い段階から適切に関わり、いじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童生徒に対しては本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。また、特別な指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含め必要な対応をする。

(4) 再発防止

加害児童生徒に対する指導や教職員に対する聞き取りを十分に行い、改めて事実関係を把握し再発防止に努める。いじめが解消したと思われる状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあると踏まえ、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、積極的に資料を提供する。

調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を考慮し適切に判断する。また、公表する場合はいじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ問題対策委員会 22

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者
 学部主事・教育支援担当者・進路担当者
 生徒指導部員・研究部人権係・養護教諭 等
 ※必要に応じて当該学級担任
 ※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見
 見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
 ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ

組織対応の流れ



| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|------------------------------|---------------|---------------------------|-------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 会議・研修 | いじめ問題対策委員会① ※年間必要に応じて開催する | PTA総会 | いじめ問題対策委員会② アンケート結果 | | 職員研修 | |
| 未然防止 | | スマホ・携帯マナー学習 | 高等部全学年人権HR | スマホ・携帯マナー学習 | | スマホ・携帯マナー学習 人権作文募集 |
| 早期発見 | 家庭訪問(個人懇談) | | いじめアンケート調査 | 個人懇談 | | |
| | 10月 | 11月 | 12月 いじめ防止強化月間 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 会議・研修 | | | いじめ問題対策委員会③ アンケート結果 | | いじめ問題対策委員会④ ・まとめ ・次年度計画 | |
| 未然防止 | | 生徒等いじめアンケート調査 | 高等部全学年人権HR スマホ・携帯マナー学習 | スマホ・携帯マナー学習 | | 高等部全学年人権HR スマホ・携帯マナー学習 入学者説明 |
| 早期発見 | | | 個人懇談 いじめアンケート調査 | | | 個人懇談 |

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 生徒等の様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携
 - ・本校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付き力”を高める
※校内職員研修の実施
校外で行われる研修会への参加
 - ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・スクールバス内での情報収集や巡視
 - ・単独通学生の定期的巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(生徒等・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
※生徒等へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮生徒等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用